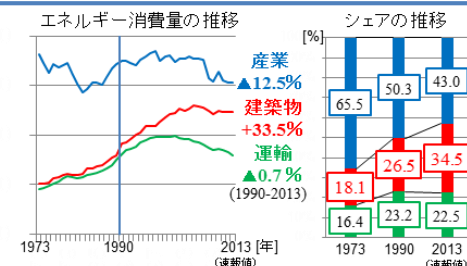


建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
 - 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



法律の概要

● 基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

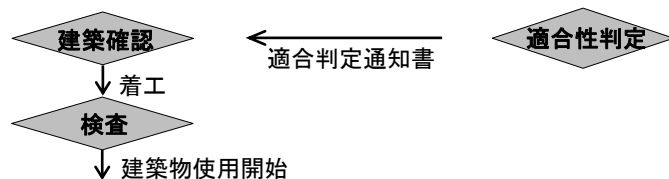
特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物(政令: 2000㎡)

省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。

建築主事又は指定確認検査機関

所管行政庁又は登録判定機関



その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令: 300㎡) ※特定建築物を除く

届出

- 一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**
 <省エネ基準に適合しない場合>
 必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅 *住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

- 住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導
 <住宅トップランナー基準に適合しない場合>
 一定数(政令:年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

規制措置

エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

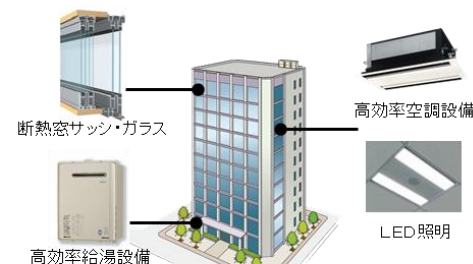
省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けることができる。

*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入(10%を上限)

誘導措置

[省エネ性能向上のための措置例]



- その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

法案の審議経過と今後の施行予定等

審議経過

平成27年3月24日 閣議決定
6月 4日 衆議院において全会一致で可決
7月 1日 参議院において全会一致で可決・成立
7月 8日 法律の公布

政省令・告示の公布等

法律の公布後1年以内(平成28年4月1日): 誘導措置等

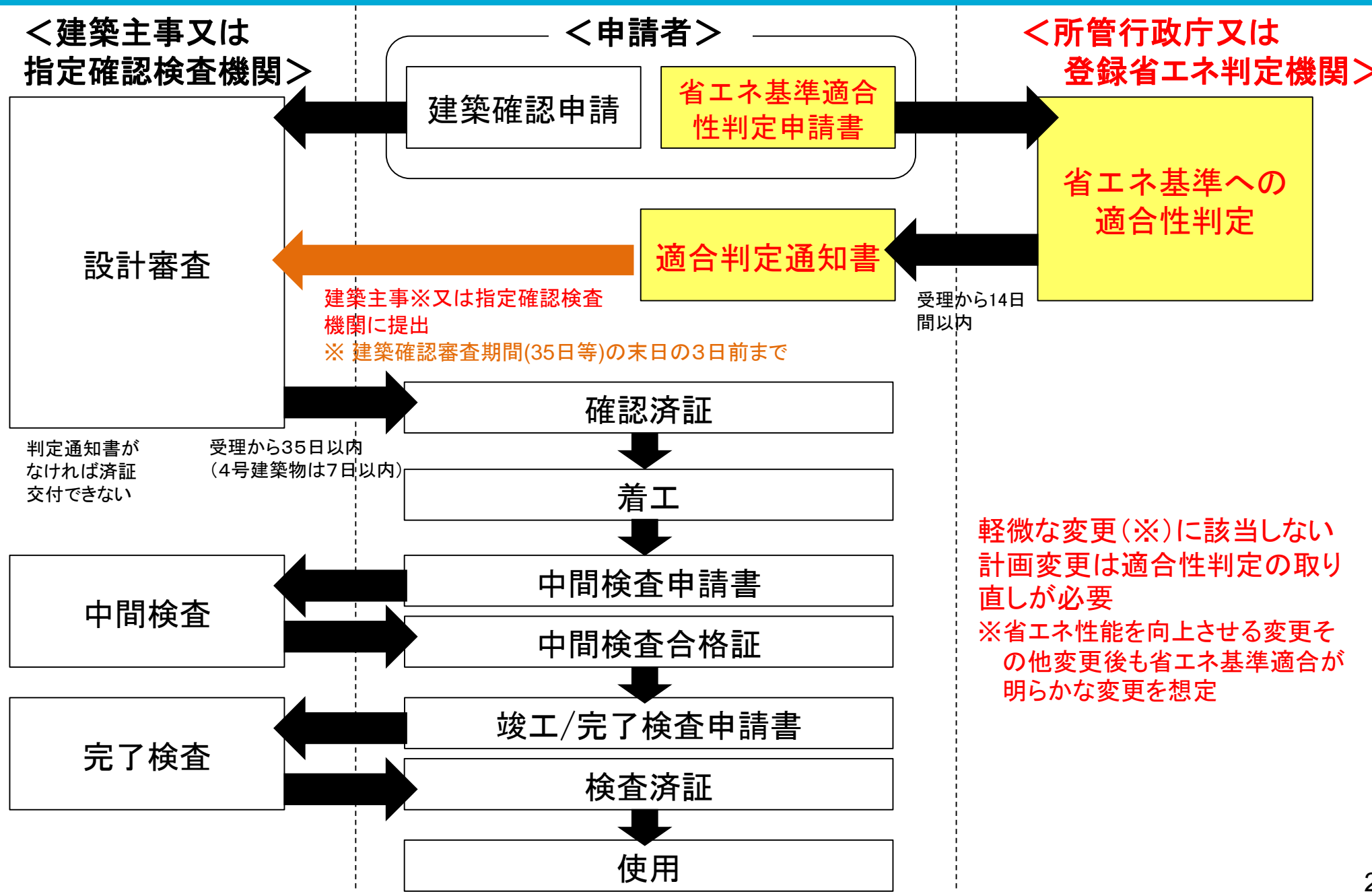
- ①基本方針の公表
- ②建築主・所有者等、建築物の販売・賃貸事業者の努力義務
- ③性能向上計画認定制度(容積率特例)
- ④表示制度
- ⑤登録省エネ判定機関及び登録省エネ性能評価機関の準備行為(登録申請等)

法律の公布後2年以内(平成29年4月予定): 規制措置

- ①建築主等、設計・施工者、建材メーカーへの指導助言
 - ②適合義務・適合性判定、登録省エネ判定機関の登録等
 - ③届出制度、所管行政庁による指示・命令等
 - ④特殊な構造・設備の大臣認定制度、登録省エネ性能評価機関の登録等
 - ⑤住宅トップランナー制度
- ※省エネ法に基づく修繕模様替・設備設置改修届出、定期報告制度の廃止

施行スケジュール

省エネ適合性判定及び建築確認・検査のスキーム概要（全体の流れ、§11～18）



建築物省エネ法における建材・設備等の性能値の取扱いについて

現状 (省エネ法の運用)

- 住宅においては、JIS等に定める技術的基準の普及が相当程度なされ、一定の性能の達成が一般的になされていると認められているものを除き、第三者認証又は自己適合宣言^(※)により試験品質及び生産品質の確認を求めている。(一社)住宅性能評価・表示協会のHPでは、品質の確保された建材・設備の性能値を参考に掲載しており、第三者認証または自己適合宣言等いずれの方法で品質が担保されているかについても情報提供している。
 - 非住宅においては、規格がない一品生産モノも多いが、性能値の確認方法が定まっていない状況。現行省エネ法の届出制度においては、建材・設備等の性能値については、メーカーのカタログ等で確認している。
- ※JIS Q 1000に基づく当該製品に係る製品規格のJISへの自己適合宣言、JIS Q 17050-1に基づく当該規格等への適合宣言等を指す。

対応案

- 非住宅の試験品質及び生産品質の確認について、原則として、JISや業界規格を基に確認することとし、根拠となるJISや業界規格を国で整理した上で、国等で公表する(新たな業界規格が出来た場合等には適宜追加していく)。一品生産モノ等、規格がないものについては、当分の間、第三者認証又は自己適合宣言により対応を検討していく。

(参考)品確法における規格がない建材等の扱い

		生産品質の確認		
		第三者機関によるもの	自己適合宣言によるもの	自社によるもの
試験品質の確認	第三者機関によるもの	○	△	▲
	自己適合宣言によるもの	△	△	▲
	自社によるもの	×	×	×

○: 表示された建材等の性能により確認することができる。

△: 当分の間、○と同様に扱うこととする。

▲: 比較的容易にサンプル品と個別の住宅に使用される建材等との性能の同定が可能なものは○と同様に扱うこととし、同定が困難なものは第三者性のないものとして扱うこととする。

×: 第三者性のないものとして扱うこととする。

(参考)低炭素法に基づく住宅における自己適合宣言等の確認について

自己適合宣言書

JIS Q 17050-1に基づく自己適合宣言書

文書番号 : []

発行者の名称 : []
発行者の住所 : []

宣言の対象 : ルームエアコンディショナー
(別添「平成25年省エネルギー基準評価対象製品一覧」参照)

上記の宣言の対象は、次のJISの要求事項に適合しています。

<JIS番号>	<規格名称>	<発効年月日>
JIS C 9612	ルームエアコンディショナー	2013年版
JIS B 8615-1	エアコンディショナー 第1部:直吹き型エアコンディショナーとヒートポンプ 定格性能及び運転性能試験方法	2013年版

追加情報 :
・適合性能項目 : 定格冷房能力、定格冷房消費電力、定格暖房能力、定格暖房消費電力
・別添の製品は、ISO9001に基づいた品質管理体制で供給されます。

問合せ先 : 株式会社 []
TEL: [] FAX: []

代表者又は代理人の署名 : []

発行日 : 2014年06月16日
発行場所 : []
収蔵名・氏名 : []

第三者認証等

JIS製品認証書

認証番号 : []
認証者名 : []

貴社(事業所)のJIS製品は、本協会の審査の結果、下記及び付属書のとおり日本工業規格への適合性の認証に関する省令に適合していることを証します。

- 記
1. 認証製品 給水栓
 2. 適用 JIS JIS B 2061
 3. 認証契約日 平成 19 (2007) 年 8 月 1 日
 4. 更新年月日 平成 25 (2013) 年 4 月 1 日
 5. 有効期限 平成 28 (2016) 年 3 月 31 日
 6. 認証方法 一般認証

公益社団法人 日本水道協会

交付年月日 平成 25 (2013) 年 4 月 1 日

JIS製品認証書附属書

附属書番号 : []
認証番号 : []

名称・所在地

1. 認証者 株式会社 []
2. 認証工場 []

認証製品及び種類
給水栓:
単水栓、湯水混合水栓、止水栓、ボールタップ、洗淨弁、洗淨水栓

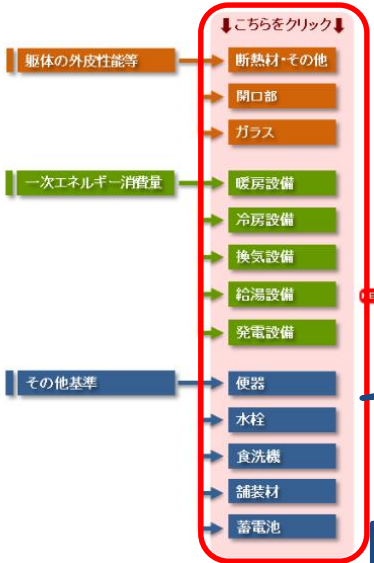
認証に係る法の根拠条項:
工業標準化法第 19 条第 1 項

公益社団法人 日本水道協会

交付年月日 平成 25 (2013) 年 4 月 1 日

温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト

お探しの設備・部材等カテゴリーをクリックしてください。



設備・部材のツリー図を表示

ポータルサイト

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会が、建材、設備機器等の性能値や試験品質、生産品質の確保状況についての情報を集約し、ポータルサイトにて情報を公開することで審査を円滑に行うことができる。

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

低炭素認定住宅部品等検索データベース

暖房設備> ルームエアコンディショナー (JIS B 8615-1 に基づく性能値)

各事業者等の「ルームエアコンディショナー」は、以下のリンク先に表示されています。
ご覧にならない事業者等の場合は「自己適合宣言書」の事業者等の欄内ページが別ウィンドウ(または別タブ)にて開きます。

1. ○工業株式会社
2. 株式会社△空調
3. □電機株式会社
4. ◇空調株式会社
5. ○工業株式会社
6. 株式会社△空調
7. □電機株式会社
8. ◇空調株式会社

各事業者のリンク先の製品性能紹介ページより自己適合宣言書等入手

(参考)性能値の確認方法の例(自己適合宣言書を添付、JISマークの表示)

自己適合宣言書を添付

JIS Q 17050-1に基づく自己適合宣言書

番号 XXXXXXXXXX

発行者の名称 XXXXXXXXXX
 発行者の住所 XXXXXXXXXX

宣言の対象 ルームエアコン(付属書参照)

上記の宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合している。

〈JIS番号〉 〈規格名称〉
JIS C9612 ルームエアコンディショナー 規格に準拠

追加情報：
 弊社はISO9001に基づく品質管理体制により、上記製品の供給を行います。
 支援文書として以下の書類を用意しておりますので、必要に応じてご請求ください。
 ・ ISO9001 認証書
 ・ JIS認証書 (ルームエアコンディショナー)

問合せ先：
XXXXXXXXXX

代表者又は代理者の署名：
XXXXXXXXXX

初版発効日：2015年 XX月 XX日
 発行場所：XXXXXXXXXX
 役職名・氏名：XXXXXXXXXX

この文書は、JIS Q 17050-1に基づき作成された自己適合宣言書である。



(自己適合宣言書の付属書)

JISマークの表示による場合

設備 ルームエアコンディショナーのJIS B 8615-1に基づく性能は以下の通りです。

名称	型番	冷房 定格能力 (W)	冷房定格 消費電力 (W)	定格冷房 能力の区分	定格冷房エネルギー消 費効率の区分	性能確認方法 の区分	区分Aである こと証する 認証マーク等
壁掛けタイプ		2200	430	2.2kW以下	ろ	A	
壁掛けタイプ		2500	510	2.2kWを超え2.5kW以下	ろ	A	
壁掛けタイプ		2800	515	2.5kWを超え2.8kW以下	い	A	
壁掛けタイプ		2800	495	2.5kWを超え2.8kW以下	い	A	
壁掛けタイプ		3600	880	3.2kWを超え3.6kW以下	ろ	A	
壁掛けタイプ		3600	835	3.2kWを超え3.6kW以下	ろ	A	
壁掛けタイプ		4000	1,110	3.6kWを超え4.0kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		4000	890	3.6kWを超え4.0kW以下	い	A	
壁掛けタイプ		5600	1,720	5.0kWを超え5.6kW以下	い	A	
壁掛けタイプ		6300	2,010	5.6kWを超え6.3kW以下	い	A	
壁掛けタイプ		7100	2,530	6.3kWを超える	い	A	
壁掛けタイプ		8000	3,000	6.3kWを超える	い	A	
壁掛けタイプ		2200	520	2.2kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2500	640	2.2kWを超え2.5kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2800	770	2.5kWを超え2.8kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		3600	1,190	3.2kWを超え3.6kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		4000	1,320	3.6kWを超え4.0kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		5600	2,370	5.0kWを超え5.6kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		6300	2,350	5.6kWを超え6.3kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		7100	2,850	6.3kWを超える	い	A	
壁掛けタイプ		2200	595	2.2kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2500	680	2.2kWを超え2.5kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2800	770	2.5kWを超え2.8kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		3600	1,210	3.2kWを超え3.6kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		4000	1,350	3.6kWを超え4.0kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		5600	2,370	5.0kWを超え5.6kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2200	590	2.2kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2500	680	2.2kWを超え2.5kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2800	770	2.5kWを超え2.8kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		3600	1,210	3.2kWを超え3.6kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		4000	1,350	3.6kWを超え4.0kW以下	は	A	

設備 ルームエアコンディショナーのJIS B 8615-1に基づく性能は以下の通りです。

名称	型式番号	冷房 定格能力 (W)	冷房定格 消費電力 (W)	定格冷房 能力の区分	定格冷房エネルギー消 費効率の区分	性能確認方法 の区分	区分Aである こと証する 認証マーク等
壁掛けタイプ		5600	1,720	5.0kWを超え5.6kW以下	い	B-2	
壁掛けタイプ		6300	2,010	5.6kWを超え6.3kW以下	い	B-2	
壁掛けタイプ		2200	440	2.2kW以下	ろ	B-2	
壁掛けタイプ		2500	520	2.2kWを超え2.5kW以下	ろ	B-2	
壁掛けタイプ		2800	585	2.5kWを超え2.8kW以下	ろ	B-2	
壁掛けタイプ		4000	1,010	3.6kWを超え4.0kW以下	ろ	B-2	
壁掛けタイプ		5600	1,750	5.0kWを超え5.6kW以下	ろ	B-2	
壁掛けタイプ		6300	2,050	5.6kWを超え6.3kW以下	い	B-2	
壁掛けタイプ		2800	555	2.5kWを超え2.8kW以下	い	B-2	
壁掛けタイプ		4000	950	3.6kWを超え4.0kW以下	い	B-2	
ビルトインタイプ		2800	720	2.5kWを超え2.8kW以下	は	B-2	
ビルトインタイプ		4000	1,370	3.6kWを超え4.0kW以下	は	B-2	

■2015年12月中旬頃

温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト
(非住宅版)開設

■2016年2月5日～
3月末

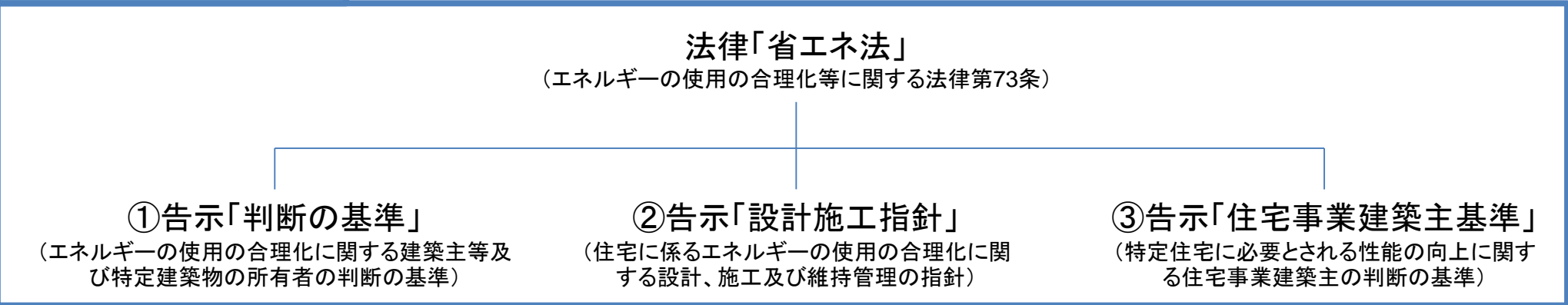
各業界団体への周知

■2017年4月頃

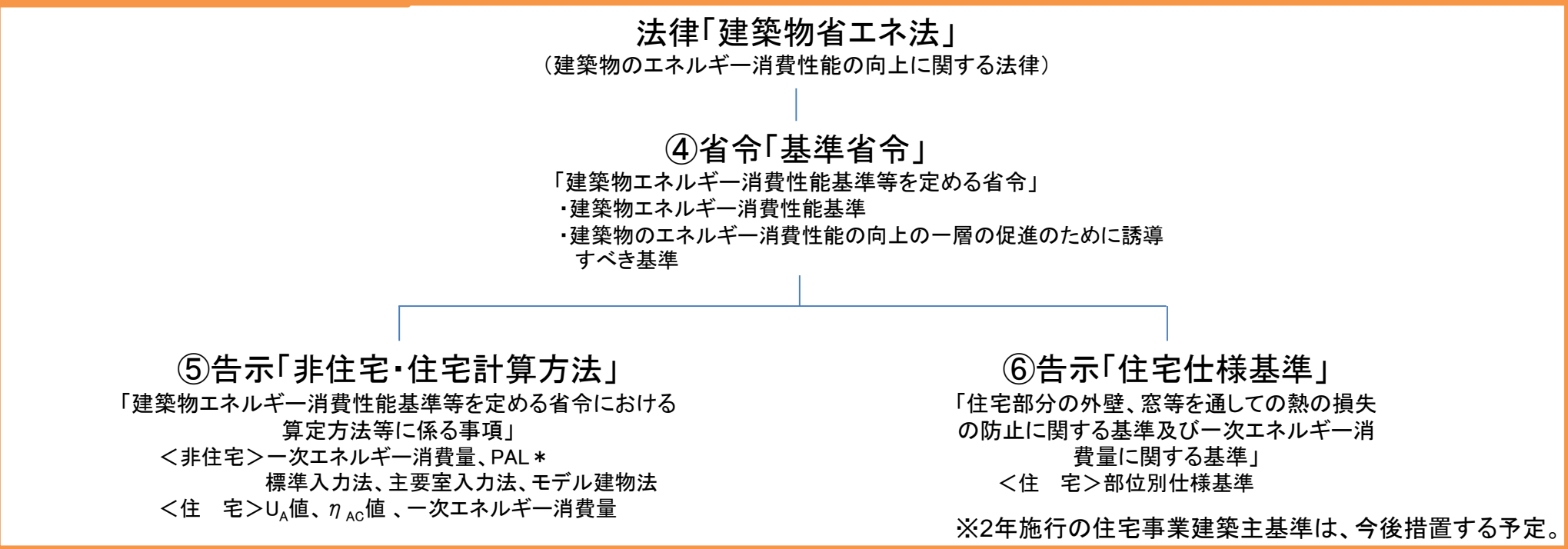
建築物省エネ法2年目施行予定
ポータルサイト本格運用

建築物省エネ法の基準に係る省令・告示(概要)

現行省エネ法体系



建築物省エネ法体系



※2年施行の住宅事業建築主基準は、今後措置する予定。

改正項目毎の施行スケジュール(案)

	建築物省エネ法 ※省令告示H28.1公布			省エネ法(～H28)	低炭素法(H24.12～)	品確法
	適判・届出 (H29～)	表示(法第36条) (H28～)	誘導 (H28～)	届出 ※判断基準告示改正 (H28.1公布)	誘導 ※告示改正 (H28.1公布)	表示 ※(H28.1公布)
共同住宅の住棟単位適用 ※全住戸適合問わない	H29～ 住棟のみ (省令)	H28～ 住棟のみ (省令)	H28～ 住棟又は住戸 (省令)	H28 (告示改正)	H24～ 住棟又は住戸 (告示)	住戸のみ
建材・設備等の試験品質・ 生産品質の確認	適判:H29～ 届出:—	H29～	H29～	—	H29～	運用中
モデル建物法拡充	H29～ (省令・告示)	H28～ (省令・告示)	H28～ (省令・告示)	H28 (通知)注	H28～ (通知)注	—
小規模住戸の基準見直し (暖冷房一次エネの合理化)	H29～ (省令)	H28～ (省令)	H28～ (省令)	H28 (告示改正)	H28～ (告示改正)	H28～ (告示)
伝統的木造住宅の一次 エネ緩和	H29～ (省令・附則)	—	—	—	—	—
開口部比率の制限撤廃	H29～ (省令)	H28～ (省令)	—	H28 (設計施工指針改正)	—	H28～ (告示)
既存建築物の緩和 BEI1.0→1.1 等	H29～ (省令)	H28～ (省令)	H28～ (省令)	—	—	H28～ (省令)
既存建築物のデフォルト値 ※20年前(H5年)の値	H29～	H28～	H28～	—	—	H28～

注) 現行省エネ法及び低炭素法の告示に基づき、特別な調査又は研究の結果に基づく同等以上の計算として技術的助言を发出